

## 知的財産権関連情報 Intellectual Property Information

(特許法等の一部改正 平成26年)

### 【主な改正点】

#### (1) 特許法の改正

##### ① 特許異議の申立て制度の創設

特許権の早期安定化を可能とすべく、特許異議の申立て制度を創設する。これにより、特許掲載公報の発行日から6月以内に限り誰でも特許異議の申立て可能とする。

一方、特許無効審判の請求主体は利害関係人に限定される。

##### ② 救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合には手続期間の延長を可能とする等、手続面での救済措置を講ずる。

〈対象となる手続〉

- ・ 優先権主張を伴う特許出願、特許出願の分割、出願の変更及び実用新案登録に基づく特許出願
- ・ 特許出願審査の請求
- ・ 特許料の納付

(実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律)についても同様の措置を講ずる。)

#### (2) 意匠法の改正

意匠の他国への出願に関するコストの低減ができるよう、ジュネーブ改正協定(意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定)に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定の整備。

#### (3) 商標法の改正

##### ① 保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている「色彩」や「音」といった商

標を我が国商標法の保護対象に追加する。

② 地域団体商標の登録主体の拡充

地域ブランドの更なる普及・展開を図るため、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人並びにこれらに相当する外国法人を地域団体商標の登録主体に追加する。

公布日：2014年5月14日

施行日：2015年4月1日

※ジュネーブ改正協定加入のための国内担保法としての改正の施行期日は、同協定の発効日。

参考：<https://kanpou.npb.go.jp/20140514/20140514g00105/20140514g001050016f.html>

(官報(号外 105号))

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou\\_kaiei\\_260514.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_260514.htm)

(特許庁：特許法等の一部を改正する法律(平成26年5月14日法律第36号))